

公開見積り合わせ（物品の買入れ・製作、借入れ及び印刷・看板） に関する注意事項

令和5年4月6日

東 広 島 市
(総務部契約課)

趣旨・定義

1 趣旨

この注意事項は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する物品調達等に係る公開見積り合わせの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) 公開見積り合わせ この注意事項における公開見積り合わせとは、見積の相手方を特定せず、見積り合わせを行う案件を一定期間公開し、あらかじめ定める参加資格を有する者の中で見積りへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方等を決定する契約手続きをいう。
- (2) 物品調達等 東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等をいう。

3 参加資格について

(1) 共通の参加資格について

<p>本見積り合わせに参加する者は次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者</p> <p>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者</p> <p>エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者</p> <p>オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、本市の指名除外措置を受けている者</p> <p>カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者</p> <p>キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、市長が入札に参加させないこととした者</p> <p>(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p>

- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 見積書の提出期限の日において、次の(ア)(イ)のいずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納（以下「滞納額等」という。）がある者。ただし、市長が別に定める様式（納税誓約書）により当該滞納額等（現年度分に限る。）を納入する意思を表明した者を除く。
- (ア) 見積書の提出を希望する者（法人又は個人事業主）
- (イ) 見積書の提出を希望する法人の代表者（個人）

(2) 案件ごとの見積参加資格について

案件ごとに設定した公開見積り合わせに参加する者に必要な資格（以下「資格要件」という。）を満たすことを必須とする。資格要件は、見積書の提出期限経過後、第14の規定に基づく契約候補者について審査する。

資格要件は、見積書提出期限の日の状況により判断する。

(3) 資格要件の示し方

資格要件は、発注情報の閲覧期間に公表する発注番号一覧表に記載して示すものとする。

(4) その他の参加条件

対象契約について、自ら調達・納入し、又は履行できること。

実施の流れについて

4 日程

公開見積り合わせの日程は、四半期ごとに契約課及びホームページで公表するものとする。

5 発注情報の閲覧方法

発注内容の概要を記載した「発注番号一覧表」及び仕様書、見本等（以下「発注情報」という。）を、契約課及びホームページで閲覧に付するものとする。ただし、見本のうち契約課やホームページで閲覧に付すことが難しいもの（サイズや質感が文字や写真では明確に伝えにくいもの等）（以下「見本等」という。）は閲覧会場で閲覧に付するものとする。

6 発注情報の閲覧期間

契約課及びホームページで発注情報を閲覧に付する期間は、別に定める閲覧等日程（以下「閲覧等日程」という。）に示すとおりとする。

また、見本等は、閲覧会場を設けて閲覧に付するものとし、閲覧会場の開設期間については、閲覧等日程に示すとおりとする。

なお、見本等は、閲覧会場の開設期間経過後も、申し出により契約課窓口において閲覧できるものとする。

【閲覧会場に関する注意事項】

- ① 会場は、閲覧等日程により定める。
- ② 会場内の書類や見本等を破損及び汚損させたり、閲覧会場から外に持ち出さないこと。
- ③ 会場に携帯端末、写真機及び携帯複写機などを持ち込む場合、他の閲覧者に騒音等の迷惑とならないよう注意すること。

7 質問書及び同等品規格確認

- (1) 質問書及び同等品規格確認の受け付けの有無は、次のとおり案件の種類ごとに定める。

書類区分	案件の種類			
	買入れ・製作		借入れ	印刷・看板
同等品規格確認	同等品	同一品又は規格発注	なし	なし
	あり	なし		
質問書	あり		あり	あり

- (2) 質疑（同等品確認を含む）がある場合は、閲覧等日程に示す日程に基づき「質問書（別記様式第1号）」又は「同等品規格確認票（別記様式第2号）」（以下「質問書等」という。）により質問事項等を記載のうえ持参またはファクシミリにより発注担当課へ提出すること。なお、発注担当課の連絡先を仕様書に記載しているため、ファクシミリで提出する際は事前連絡のうえ送信すること。
- (3) 同等品規格確認票は、仕様書の「同等品可否」欄に「○」があるなど、同等品規格確認を認める旨の記載がある案件に対して提出することができるものとする。当該案件に例示した基準品以外で見積り合わせに参加する場合は、必ずこの確認票により事前確認を受けること。
- (4) 仕様書の「同等品可否」欄に「×」があるなど、例示した基準品以外での参加を認めない場合であっても、例示した基準品のOEM（相手先ブランドによる生産）製品は、次の事項をすべて満たす場合に限り、参加を認める。
- ア 仕様書に記載したメーカー・品番の製品とサイズ、機能、色及び補償内容などのすべてにおいて全く相違点がないこと。（ブランドのロゴマークは除く。）
- イ 上記アについて、納品時に仕様書に記載したメーカーからの書面による証明、又は受注者による誓約書の提出があること。

(誓約書の例)

令和 年 月 日

東広島市長様

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

OEM製品の誓約について

令和 年 月 日に契約した〇〇（契約名称）の納入物品については、〇〇社からOEM契約により供給を受けたもので、〇〇社製の〇〇と相違点は一切ありません。

また、相違点があった場合は、例示された基準品と無償で取り換えます。

- (5) 契約の相手方決定後、あらかじめ例示する基準品又は同等品規格確認票により認定された同等品以外の物品を納入する内容の契約はできないものとする。
- (6) 質問書等の提出期限は、閲覧等日程に示すとおりとする。提出期限を過ぎたものは一切受け付けできないものとする。
- (7) 質問書等に対する回答は、閲覧等日程に基づき発注担当課及びホームページで閲覧に付するものとする。
- (8) 質問書に対する回答様式は「質問書に係る回答書（別記様式第3号）」によるものとする。また、同等品規格確認票に対する認定結果は、同等品規格確認票の「確認」欄に認定結果を記入したものを回答様式とする。同等品と認定の場合は「認定」、不認定であれば「不認定」と記入して回答するものとする。ただし、同等品規格確認票の提出者の商号又は名称、職氏名等は公表しない。

8 見積書の作成

- (1) 原則、指定の様式「見積書（別記様式第4号）」をホームページからダウンロードして使用すること。ただし、この様式によらないときは、発注番号一覧表においてその旨記載するとともに、発注情報の閲覧開始時に別途様式を掲載する。
- (2) 案件（発注番号）ごとに作成すること。
- (3) 質問書に係る回答書や同等品規格確認票の認定結果を閲覧に付した案件については、その内容を事前に確認すること。
- (4) 契約の相手方となった者との契約金額は、見積書に記載された見積金額のうち、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税部分となる金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算して計算した額（当該額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするので、見積書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税商品については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を、非課税商品については消費税及び地方消費税の非課税取引となる額を記載すること。なお、見積金額は小数点以下を含まないものとする。
- (5) 見積書には、見積金額のほか、「発注番号」、「物品等の名称」、「納入・履行（就業）場所」、見積者の「所在地」、「商号又は名称」、「職氏名」を記入のうえ押印すること。
- (6) 「所在地」、「商号又は名称」、「職氏名」は本市に届け出ている契約者の所在地、名称、職氏名を記入し、押印は本市に届け出ている使用印鑑を用いること。なお、質問書等の提出においても同様とする。

【本市に届け出ている契約者について】

- ・ 支店長又は営業所長等に入札や見積、契約の締結などに関する権限を委任している場合は、見積書に記載する見積者は、当該支店長又は営業所長等とする。
- ・ 見積書を契約課に持参する者（営業担当者等）について、見積者から当該者への委任状は要さない。

9 見積書の提出方法

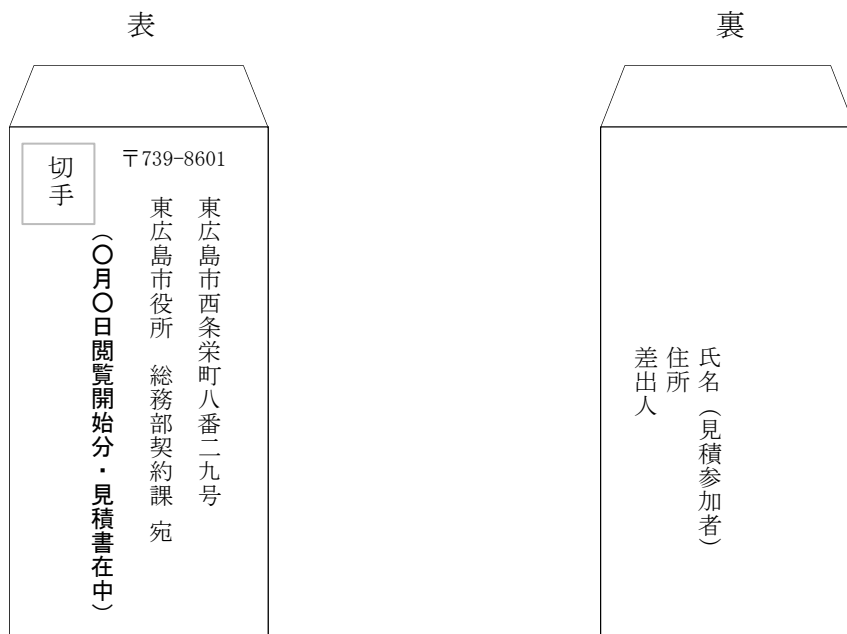
契約課窓口に見積書投函箱を設置するので、持参により見積書を封筒に入れずに直接投函すること。

なお、見積書を郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出するときは、次の要領によることとし、見積書提出期間の最終日までに総務部契約課に到着した見積書について、持参による見積書の投函と同様に取り扱う。

【郵便等による見積書提出要領】

- (1) 「8 見積書の作成」により作成した見積書を下記の記載例により作成した郵便等用封筒に入れて総務部契約課宛てに郵送すること。なお、封筒のサイズは問わないが、長形3号のものに三つ折りにして封入する形態を原則とする。
- (2) 同一の見積書提出期間の案件であれば、複数の見積書をひとつの封筒に入れても差し支えない。
- (3) 郵便等が所定の期日までに到着したか否かの問い合わせには応じられない。
- (4) 同一の案件について持参と郵便等により2通の見積書を提出したときは、見積書の提出が重複したのものとしていずれの見積書も無効とする。
- (5) 前号において、見積期間経過後に郵便により見積書が到着したときは、契約手続きの進行段階により見積書を無効とする又は契約の相手方としての決定を取り消すものとする。
- (6) 期日までに到着しなかった入札書は、その理由（自然災害や配送中の事故等）を問わず無効とするので、配達日指定郵便を利用するか、配送経過を確認できる方法（一般書留又は簡易書留）の活用を努めること。

(郵便等用封筒記載例)



10 見積書の提出期間

- (1) 見積書の提出期間は、閲覧等日程に示すとおりとする。
- (2) 閲覧等日程に基づき質疑回答内容を公表するので、内容を確認してから見積書を提出すること。
- (3) 質疑回答内容の不知を理由とするものも含めて、一度提出した見積書の手直し、引換え、撤回はできないものとする。

11 無効となる見積書

次のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

無効となる事項	主な具体例等
(1) 共通の参加資格を有しない者がした見積	市税滞納・指名除外期間中
(2) 公開見積り合わせに参加する者に必要な資格（資格要件）のない者がした見積	資格要件を欠く者の参加
(3) 指定の日時まで指定の場所に提出されなかった見積	遅刻・契約課以外への提出
(4) 同一事項の見積について、見積書の提出が重複したもの及び2通以上の見積りをしたもの	原本と控えを両方提出・別々の担当者が作成して重複
(5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である見積	発注番号、物品等の名称、納品・履行（就業）場所、の記載がなく、どの契約案件の見積書か不明なとき
(6) 明らかに連合によると認められる見積又は見積に際し不正の行為があったと認められる見積	
(7) 他の者の代理を兼ね、又は2者以上の代理をした見積	A社の方が、B社の方の見積書を提出
(8) 委任状の提出がない代理人のした見積	委任を受けていない支店長名で見積書を提出
(9) 記名・押印を欠く見積	全く押印のないもの、会社名のみで契約者の職氏名のないもの
(10) 見積金額の記載が不明確な見積又は金額を訂正した見積	金額を訂正した見積書、数字（金額）が読み取れない見積書、小数点以下の数値が含まれる見積金額
(11) 再度見積りに当たり、直前の見積りの最低価格以上の金額を記載した見積	
(12) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積	大崎上島町内業者の特例規定に違反する見積書の提出

12 公開見積り合わせの中止

やむを得ない事情により公開見積り合わせを中止した案件があるときは、契約課及びホームページにおいて速やかに公表し、見積参加者への通知に代えるものとする。

13 成立要件

一の案件に係る有効な見積りが1以上あるとき、当該案件の公開見積り合わせは成立するものとする。

14 契約の相手方の決定

- (1) 提出された有効な見積書のうち、発注番号ごとに予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書を提出した者を契約候補者とし、参加資格を審査*する。
- (2) 当該最低の価格をもって有効な見積りした者が2者以上あった場合は、当該契約事務に関係のない職員においてくじ引きを行い、契約候補者を決定する。
- (3) 上記(2)において、当該者が希望した場合は、くじ引きの立ち合い又は自らくじを引くことができるものとする。
- (4) 審査の結果、参加資格を満たすことが確認されたときは、当該者を契約の相手方として決定する。この場合において、他の者の参加資格については審査しない。
- (5) 審査の結果、参加資格を満たさないことが確認された場合は、契約候補者の決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した他の者のうち、最低の価格の見積書を提出した者を新たに契約候補者として上記(1)の規定による審査を行う。
- (6) (1) から(5)までの審査等は、契約の相手方が決定するまで繰り返し行うものとする。

※契約候補者に滞納額等があった場合の参加資格の審査について

- ① 当該滞納額等が、開札日の前日の属する年度より以前に課税されたもののうち滞納繰越分（いわゆる、過年度分）であったとき、当該者の契約候補者の決定を取り消す。
- ② ①以外るとき
 - (ア) 契約候補者が契約予定日までに当該滞納額等を納入することを約束する書面（以下「納税誓約書」という。）を提出したときは、落札者とする。ただし、当該契約予定日までに滞納額等の納入がなかったときは契約の相手方の決定を取り消すものとする。
 - (イ) 契約候補者が納税誓約書を提出しないときは、契約候補者の決定を取り消し、上記(5)の作業を行う。

15 再度の見積り合わせ

- (1) 開札において、一の案件に対して1以上の見積りがあり、予定価格の制限の範囲内の有効な見積りがないときは、当該案件の初度の見積り合わせに参加した者を対象として、原則2回まで再度の見積り合わせを行うものとする。
- (2) 再度の見積り合わせを実施する場合は、対象者にファクシミリにより直前の最低見積金額を通知するとともに、見積書の提出依頼を行うものとする。
- (3) 再度の見積書は、契約課が再度見積りを依頼した日の翌日の午後5時15分までに持参により契約課窓口の見積書投函箱に投函すること。
- (4) 再度の見積りの見積金額が直前の最低見積金額を上回った場合は無効とする。

- (5) 再度見積を辞退する場合は、見積書の金額欄に「辞退」と記入して契約課に持参又はファクシミリにより提出すること。また、再度の見積書の提出期限までに辞退の意思表示がなかった場合も辞退として扱うものとする。なお、再度の見積り合わせへの参加を辞退したことを理由として、以後の他の見積り合わせや入札において不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (6) 初度の見積り合わせに参加しなかった者、無効の見積りを行った者並びに再度の見積り合わせに参加しなかった者は、それぞれ次の再度見積り合わせには参加できないものとする。

16 見積り合わせの結果等の公表

- (1) 契約候補者を決定後、契約課から契約候補者に連絡するとともに、見積書徴取状況を契約課及びホームページで公表する。
- (2) 契約の相手方を決定後、契約課から契約の相手方に連絡し、契約締結手続きを行うとともに、見積り合わせの結果に関する事項を契約課及びホームページで公表する。

17 契約の締結方法

- (1) 契約の締結は、契約書の取り交わし又は請書の徴取により行う。その際に使用する契約約款及び特約等は、発注情報の閲覧期間に公表する発注番号一覧表に記載して示すものとする。なお、契約書、契約約款、特約及び請書等の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
[トップページ>組織からさがす>契約課>物品調達等及び委託役務関係情報>その他>約款・様式]
- (2) 請書及び契約書には使用印鑑の押印が必要となるので、窓口に使用印鑑を持参すること。なお、使用印鑑の持参が難しい場合は、持ち帰って押印し再度持参すること。

18 契約保証金

契約の締結には、規則に基づく契約保証金等が必要となることがある。

【契約の締結までの日数】

規則に基づき、契約の相手方を決定した日から5日を経過する日（休日を除く）までに契約を締結することとなるので、契約保証金の納付、契約書への押印等は速やかに対応すること。

なお、過去一定期間に履行内容の不良や契約締結拒否等を原因とする指名除外措置を受けた者は規則第34条第1項第3号による契約保証金の免除は行わないものとする。

19 契約明細書の提出

契約締結後、納入物品の規格や単価等（予定を含む。）を記載した契約明細書や見積金額の内訳を示した積算内訳書の提出を求めることがある。

20 契約締結結果の公表

契約締結後、契約締結結果を契約課及びホームページで公表する。

21 指名除外について

物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱において、指名除外措置の要件を定めているので、要件に該当することとなった場合は指名除外措置の対象となる。

(具体的な事例・要件)

- 契約の相手方となった者が契約を締結しないとき
 - 契約候補者に滞納額等があり納税誓約書を提出がなかった者又は納税誓約書を提出したにも関わらず期限までに納税しなかった者。
 - 見積書を提出する者に必要な資格を有しない者が繰り返し契約候補者となったとき
- ※ その他の指名除外要件は、物品調達等及び委託役務業者指名除外基準要綱に定める。

納品（履行）と代金の請求

契約書や請書を作成した場合など別に定めがあるときは、その定めるところにより手続きを行うこと。

22 契約の履行、代金の請求

- (1) 受注者は、物品調達の場合、指定した納入期限までに指定した納入場所へ納品すること。
- (2) 受注者は、発注担当課の検査を受けた後に代金の支払いを請求するものとし、発注担当課は適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。
- (3) 発注担当課と納入場所が相違している場合や、一の案件で複数の納入場所を指定している場合は、「納品書」及び「請求書」の提出先について、あらかじめ発注担当課の指示を受けること。

23 記名押印に関する注意事項

- (1) 見積書、請書、契約書、納品書及び請求書等（以下これらを「取引文書」という。）には、本市に届け出ている契約者の所在地、名称、職氏名を記入し、押印は本市に届け出ている使用印鑑を用いること。なお、刷り込みによるものは押印と認めない。
- (2) 物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格申請内容（所在地、商号又は名称、営業所名称、代表者職氏名、受任者等）に変更を生じたときは、直ちに変更届を契約課に提出すること。
- (3) 変更届を提出した場合、取引文書を提出する前に、届け出た変更内容を正しく反映させた記載となっているかを確認すること。

大崎上島町内からの公開見積り合わせの参加の特例

24 大崎上島町内業者の特例

大崎上島町内に本店又は支店、営業所等のある者が見積書を提出するときは、次のとおり特例を設ける。ただし、個別参加資格において大崎上島町内に本店又は支店、営業所等のある者が参加できることとした案件に限る。

- (1) 見積書提出期限までに見積書の写しをファクシミリにより契約課に提出することができるものとし、この写しの提出をもって期限内に見積書の提出があったものとみなす。（必ず事前に電話連絡のうえファクシミリを送信すること。）
- (2) 上記（1）により写しを提出したときは、見積書提出期限の翌々日までに郵送又は持参により見積書の原本を提出すること。
- (3) 上記（1）、（2）によらないものは無効とする。